

美濃加茂市監査委員告示第 8 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定による
監査を実施したので、同条第 9 項及び第 10 項の規定によりその結果及び
意見の内容を別紙のとおり公表する。

令和 6 年 2 月 26 日

美濃加茂市監査委員	田 中 昭 則
同	坂 井 文 好

令和 5 年度 財政援助団体等監査の結果報告書

1 監査の種類 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 9 9 条第 7 項の規定
による監査

2 監査の対象

(1) 対象団体 公益社団法人 美濃加茂市シルバー人材センター

(2) 所管部署 市民福祉部高齢福祉課

3 監査の実施日

(1) 事前書面監査 令和 6 年 1 月 2 5 日 (木) ~ 同年 2 月 5 日 (月)

(2) 対面監査 令和 6 年 2 月 5 日 (月)

4 監査の実施場所

監査委員事務局、公益社団法人 美濃加茂市シルバー人材センター

5 監査の方法

対象団体及び所管部署に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、美濃加茂市監査基準(令和 2 年美濃加茂市監査委員告示第 1 号)に準拠し書面及び現地調査を行い、必要に応じ所管部署職員及び対象団体からの説明を聴取し、監査を実施した。

6 監査の着眼点

(1) 対象団体

①補助金等対象事業の目的を効果的に達成しているか。

②会計処理上の責任体制は確立されているか。

③補助事業に係る収支の会計処理は適切に行われているか。

④事業に係る帳簿、証拠書類等は確実に整理されているか。

⑤市からの受託事業費はどのような状況か。

(2) 所管部署

- ①補助金等を支給する目的及びその根拠は何か。
- ②補助金等の算定、交付時期及び手続は適正に行われているか。
- ③補助金等の効果の確認方法及びその分析は行われているか。

7 監査確認事項

(1) 公益社団法人美濃加茂市シルバー人材センターの概要

- ① 理事長 小原 美彦
- ② 設立 昭和62年4月1日
- ③ 会員数 406人（令和5年3月31日現在）

(2) 公益社団法人美濃加茂市シルバー人材センターの目的

定年退職者等の高年齢者に係る就業機会を確保し、及びこれらのものに対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした社会活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の推進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与すること。

(3) 補助金等（交付金）の概要

- ①高年齢者就業機会確保事業費等（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）交付要綱
※市からの申請を県シルバー人材センターがとりまとめ、国に請求。

国からの交付金を県シルバー人材センターが預かり、市町村に分配
＜目的＞

定年退職後等の高年齢者に対して、地域に密着した仕事を提供し、もって高年齢者の生きがいの充実や高年齢者の社会参加の促進を図るとともに、年金の支給開始年齢引き上げに等の社会制度改革に円滑に対応すること。

＜活用方法＞

- ・運営費（人件費、管理費）
- ・事業費（高齢者活用・現役世代雇用サポート事業）

②美濃加茂市シルバー人材センター運営補助金交付要綱

<目的>

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条の規定により設立された公益社団法人美濃加茂市シルバー人材センターに対して美濃加茂市シルバー人材センター運営補助金を交付することにより、高年齢者の就業機会の確保及びその能力の活用を推進することを目的とする

<活用方法>

高年齢者就業機会確保事業費等（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）交付要綱に規定する事業

(4) 補助金等（交付金）の実績

単位円

補助金等名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高年齢者就業機会確保事業費等（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）	12,022,000	12,022,000	12,022,000
美濃加茂市シルバー人材センター運営補助金	12,022,000	12,022,000	12,022,000
合 計	24,044,000	24,044,000	24,044,000

8 監査結果

市民福祉部高齢福祉課から、公益社団法人美濃加茂市シルバー人材センターに対して交付されている「美濃加茂市シルバー人材センター運営補助金」について、書面監査及び対面監査を実施した結果、交付金の目的を理解した上で、適正に執行されていると認められた。

また、経理書類についても、現物を確認し、適正に処理されていた。

9 監査委員の意見

(1) 公益社団法人美濃加茂市シルバー人材センターに関する事項

- ①定年延長や再雇用制度など社会が大きく変革することに対応し、また、労働者の法令改正にも適切に対応され、今後とも、会員数の維持、受注件数の維持に努めてください。
- ②定款の文言に不備な点が散見されるので、適切な表現に改訂されたい。

(2) 所管部署に関する事項

- ①美濃加茂市シルバー人材センター運営補助金の申請書の受付及び実績報告書の受付にあたっては、国の高年齢者就業機会確保事業費等（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）の資料を求め、全体補助対象経費の申請額及び実績額の確認を徹底されたい。